

パブリックコメントのご意見の内容と結果

番号	該当ページ	カテゴリー	該当箇所	意見概要	意見反映結果 / 意見に対する考え方	結果
1	1	条例の必要性		日本のエネルギー政策が大きく変わり、電力会社の火力発電に占める割合が高くなっており、日本の温室効果ガス削減目標が不透明になっていること、更には、発電に占める燃料費の高騰により電気料金の値上げが産業界、家庭に重荷になってきていることなども取り上げてほしい。 また、『みえ・環境エネルギーマネジメントシステム・スタンダード(M-E M Sステップ2 E n)』(エネルギー)『みえS R・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-E M Sステップ2 S R)』(社会的責任)の2規格が新たに制定されていますので、三重県地球温暖化対策推進条例の関係条項の中で紹介してほしい。	東日本大震災の発生によるエネルギー問題については、「5-2日常生活における温室効果ガス排出量の見える化、温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルの定着」において、触れています。 また、M-EMSを含む環境マネジメントの推進は「2-1事業活動における温室効果ガス排出量の把握と管理による排出量削減取組の実践」において推進していくこととしています。	反映済み
2	3	目的・責務	1(1)	定義を追加し、関係する用語の説明を付けると分かりやすくなる。	定義は条例案において記載いたします。	反映する
3	3	目的・責務	1	「三重県の地球温暖化対策の方針・目標」の大項目を設けて、三重県としての考え方、取組内容を網羅してはどうか。	三重県の地球温暖化対策の方針については、「2.新条例のあり方についての基本的な考え方」及び「1)目的及び責務」に記載しています。	反映済み
4	3	目的・責務	1	中間案には「三重県地球温暖化対策実行計画」の名称等が出てこないで、条例との関係を取り上げてはどうか。	三重県地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3において規定された法定計画であり、平成32年までの県内の温室効果ガス排出量の削減目標等を定めたものです。 本条例は、長期的視点に立ち、県、事業者、県民及び滞在者があらゆる場面において、これまでの行動様式を見つめ直し、自らの役割を果たしながら、地球温暖化問題の解決に寄与すると同時に、地球環境への負荷が少ない低炭素社会を実現することを目的としています。 本条例による取組を進める中で、実行計画の推進にもつながっていくものと考えています。	反映困難
5	5	事業活動対策	2-1-2	温室効果ガスの排出量が相当多い事業者(特定事業者)は、環境マネジメントシステムを導入し、推進しなければならないとして義務にしているが、環境マネジメントシステムについては、M-E M S(ミームス)は費用が少なく、分かりやすい規格のため十分対応可能である。	本条例では、環境マネジメントシステムの導入ではなく、自ら環境に関する方針や目標を設定し、達成に向けて取り組むなどの環境マネジメントを推進することとしています。 また、特定事業者に対しては、地球温暖化計画書の提出を求めており、この中で計画的、組織的に温室効果ガスの削減に取り組んでいただくこととしています。 また、M-EMSについては、小規模事業者が取り組みやすく、費用負担の少ない環境マネジメントシステムの制度(仕組み)を構築・普及し、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的としており、今後も小規模事業者への普及を推進していきます。	反映困難
6	5	事業活動対策	2-1-2 2-1-3 2-1-4(1)	バイオディーゼルやバイオガス等のクリーンエネルギーを推進すべきである。大量にCO2を排出する事業者には、一部義務化してはどうか。	6-1再生可能エネルギーの導入において、バイオマスを含む再生可能エネルギーの積極的な導入に努めるとともに、県民及び事業者に対する導入促進のための施策を講ずることとしています。	反映済み
7	5	事業活動対策	2-1-5	環境物品等だけでなく、「カーボン・オフセット商品」を加えてはどうか。	「カーボン・オフセット商品」についても取組が必要なため、ご意見のとおり最終案に反映させていただきます。	反映する
8	6	事業活動対策	2-1-8(1)	特定事業者に対して計画書の作成と報告書の提出を義務付けているが、現行制度と比べて規制の強化(ex.数値目標の設定等)となるのか。総合的な環境負荷からの評価も必要であると思う。	本条例は、公平な役割分担の下で自主的に取り組むものであり、数値目標等は個々の事情や取組に応じて設定していただくこととしています。 計画書等については、温室効果ガス排出削減だけでなく、森林保全活動や環境負荷の低減についても記載いただき、評価することとしています。 また、計画書等の公表や未提出者への勧告などを実施することとしています。	反映済み
9	6	事業活動対策	2-1-8(1)	大規模事業所においてはエネルギー原単位の改善が図られているとあるので、それ以外の事業者の取組が必要。なぜ努力義務なのか。	三重県における産業部門のCO2排出量は、エネルギー原単位での改善が図られているものの、県内全体の排出量に占める割合が高く、大規模事業所を中心に取組が必要と考えています。	その他
10	6	事業活動対策	2-1-8(1)	温室効果ガスの削減目標について、総排出量の削減は自主目標でよいのか。 主原料の脱炭酸によりCO2が排出されるため、総排出量は生産数量による影響が大きいため、明確なCO2削減目標を立てるのが難しい。 主原料由来以外の燃料、リサイクル、電力由来から排出される温室効果ガスの削減とした方が具体的な目標の設定がしやすいので、今後検討されたい。 今後、目標に対しての排出量取引を含めた達成率などを厳しく求められるのか。	本条例は、公平な役割分担の下で自主的に取り組むものであり、数値目標等は個々の事情や取組に応じて設定していただくこととしています。 本条例における地球温暖化対策は、三重県経済の持続的な成長を図りつつ、実施されるものであり、事業者の事業活動を抑制するものではありません。 目標設定については、事業計画に基づき各過程において温室効果ガスの削減を検討し、実施可能な目標を設定していただくこととしています。 また、計画に対する取組状況を毎年提出していただき、公表することとしています。あくまで事業者の自主的な取組による目標達成率を求めるものであり、規制的に目標達成率を求めるものではありません。	その他
11	7	事業活動対策	2-1-8(5)	計画書の提出後に選任者の変更(転勤等)があった場合には、計画期間中での選任者の変更届けが必要になってくるのか。 変更が必要となると義務ではなく、努力義務(変更届けが必要ない規定の強さ)へ変更してほしい。	事業所での組織的かつ積極的な取組を推進するために対策推進者を選任することとしています。 そのため、対策推進者が変更となった場合は変更届出を提出していただくこととなります。 なお、対策推進者の選任にあたって、公的な資格の有無は問いません。	反映困難
12	7	事業活動対策	2-1-8(5)	特定事業者は対策推進者を選任するとあるが、選任にあたっての要件(公的資格所有など)はあるのか。	事業所での組織的かつ積極的な取組を推進するために対策推進者を選任することとしています。 このため、事業所内で取組を推進できる方であれば、公的な資格の有無は問いません。	その他
13	9	事業活動対策	2-3-1	「検討」は不要ではないか。	検討することも努力義務に含まれることになるため、ご意見のとおり検討を削除し、最終案に反映させていただきます。	反映する
14	9	事業活動対策	2-3-2	「他の場所」を「県内」にしてはどうか。	より明確にするために、最終案に反映させていただきます。	反映する
15	9	事業活動対策	2-3-2	どうしてもCO2削減ができない事業所のために三重県クレジットを創出してはどうか。	県内でのCO2クレジットの創出は重要な取組のひとつですが、本年4月より国のクレジット制度が統一されていることもあり、三重県独自クレジットの創出は現在検討していません。	反映困難
16	11~13	建築物対策	3-1-2 3-1-3	省エネ法と内容が被っているように思えるが、条例でわざわざ規定する必要はないのではないか。	省エネ法は、エネルギーの使用の合理化を目的としています。 本条例においては、地球温暖化防止の観点から、省エネだけでなく、再生可能エネルギーの導入や緑化なども含めた取組を推進することを目的としています。	その他
17	11~15	建築物対策	3	建築主等に努力義務を促すものであっても、建築業者や消費者のための相談窓口が必要ではないか。	相談窓口等については、今後施策を推進する中で検討いたします。	その他
18	11	建築物対策	3-1-2(1)	建築規模別(住宅等)に温室効果ガス排出量の目安数値を公表して、努力義務を促してはどうか。	用途、利用状況、材質等の違いから目安数値を設定することは困難です。そのため、3-2-1において、建築物の販売又は賃貸する事業者及び建築物の設計を行う事業者に対して、当該建築物の環境性能表示を提示・説明するよう努めていただくこととしています。	反映済み
19	11	建築物対策	3-1-2 (2)(3)	電力がなくても生活、事業ができる建築物を推進してはどうか。	本条例において、省エネルギー建築物の設計・施工を建築主に対して努力義務を規定することとしています。	反映済み

番号	該当ページ	カテゴリー	該当箇所	意見概要	意見反映結果 / 意見に対する考え方	結果
20	11	建築物対策	3-1-2(2)-(6)	「低炭素建築物新築等計画」を活用した優遇を検討してはどうか。	優遇制度は取組を進めるための方法のひとつですので、今後の施策の参考とさせていただきます。	その他
21	12	建築物対策	3-1-2(7)	「地域型住宅ブランド化事業」と連携して建築物における地球温暖化対策を推進してはどうか。	「地域型住宅ブランド化事業」は木材自給率の向上による森林・林業を再生することを目的のひとつとしています。本条例において、県は、県民、森林所有者及び事業者と連携して多面的機能が発揮される森林づくり及び県産材の利用を促進していくこととしています。	反映済み
22	12	建築物対策	3-1-2(7)	林野庁においても国産材の自給率を高める努力をしていることから、県内産木材と限定してしまうのではなく、近県材を含む国産材とするべきである。	本条例においては、三重県内における地球温暖化対策について規定しています。その中で、CO2を吸収・固定する森林の多面的機能が発揮される森林づくりを促進することとしています。	反映困難
23	12	建築物対策	3-1-3(1)	改築の延べ床面積の算出方法の定義はどのようになるか。	建築基準法施行令第二条第一項第三号に規定する床面積となります。	その他
24	12	建築物対策	3-1-3(1)	「増築又は改築の部分の延べ床面積が300平方メートル以上」は不明確で全体の表示との開きが大きいと思います。	新築、増築又は改築部分の延べ床面積が5,000㎡以上の場合が対象となるように規定を見直します。	反映する
25	12	建築物対策	3-1-3(1)	特定建築主に対して建築物環境配慮計画書提出等を求めることあるが、温室効果ガス排出抑制措置等を義務付けるのか。その場合、事業者は経済的な負担を強いられ、産業競争力に影響が出ないか懸念している。	建築物配慮計画書は、建築物を新築する際に、温室効果ガスの排出抑制措置並びに高効率機器・設備の導入及び再生可能エネルギー設備の導入等の検討内容を記載していただくこととしています。また、本条例における地球温暖化対策は、三重県経済の持続的な成長を図りつつ、実施されるものであり、事業者の事業活動を抑制するものではありません。過度な負担とならない範囲で地球温暖化対策に取り組んでいただくこととしています。	その他
26	12	建築物対策	3-1-3(3)	対象建築物に、病院、工場、共同住宅等が入っていないが何故か。	病院、工場については、地球温暖化対策計画書において取り組んでいただくこととしています。また、共同住宅については、入居者全員に対して義務を課するのが適当ではないため、対象としていません。	その他
27	12	建築物対策	3-1-3(3)	「旅館」を「ホテル又は旅館」としてはどうか。	旅館とは旅館業法に規定されるものであり、ホテルも含まれています。	反映済み
28	12	建築物対策	3-1-3(3)	学校のみ取って8000㎡まで緩和されているのはなぜか。環境教育の場として重要あり、他の建物と同様に5000㎡でいいのではないか。	学校施設については、その他施設と比して一般的にエネルギー使用量が少ないことが想定されるため、その他対象施設よりも対象面積を広くしています。	その他
29	12	建築物対策	3-1-3(3)	工場を対象建築物に追加した場合は、三重県生活環境の保全に関する条例との調整が必要と思われる。	工場は建築物環境配慮計画書制度の対象外となります。	その他
30	12	建築物対策	3-1-3(3)	建築確認申請等との関連性があると思うが、建築開発課との調整は出来ているのか。	建築確認申請をはじめ、今後関係機関への周知及び必要な調整を行っていきます。	その他
31	14	建築物対策	3-2-1(1)	2段落目の「特定建築」は、P.12の3(1)計画書の作成・提出で規定する「特定建築」を指すこととなっているが、対象が違うため、「特定大規模建築物」としてはどうか。	ご意見のとおり対象が異なるため、修正が必要です。「特定用途建築物」として最終案に反映させていただきます。	反映する
32	14	建築物対策	3-3-1	国産材の持つ特性が、環境配慮型の資材である事をもっと強調するべきではないか。	7森林の整備・保全の推進において、県産材の利用は地球温暖化対策に寄与するという視点で記述しています。	反映済み
33	16	自動車対策	4-1-2	バイオディーゼル燃料使用の車両で通勤や業務を行っている事業者や個人を評価すべきではないか。	2-2-1優良事例紹介制度において、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者や市民団体等を公表することとしています。	反映済み
34	16	自動車対策	4-1-2	特定規模事業者によるエコ通勤計画書の提出が義務である一方、エコ通勤を実施するための公共交通機関の充実が努力義務となっているが、公共交通機関の充実を図ってからのエコ通勤ではないのか。	エコ通勤には、公共交通機関の利用だけでなく、エコドライブや乗り合わせ、自転車利用など自家用車の適正使用及び使用抑制などの取組も含まれます。本条例では、実施可能な方法で、自主的かつ積極的にエコ通勤を推進していただくこととしています。	その他
35	21	自動車対策	4-3-1(2)	幼少時期から日常的な移動もモータリゼーションの中で育っているため、歩くことを忘れ、近くの用件でも自動車を使用するなど地球温暖化への影響や運動不足による生活習慣病も懸念される。三重県ウォーキング協会と連携して、ウォーキング教室、ウォーキング大会の開催などにより幼少時期から歩く楽しさを学ぶ歩育を推進してはどうか。	4-3-1(2)徒歩・自転車による移動の推進において、取り組むこととしています。	反映済み
36	24	消費生活対策	5-3-1	普及啓発について、県は努力義務でなく「義務」であり、関係部局との連携をもっと強化すべきである。	努力義務としていますが、県としては主体的に取り組んでいきます。	反映困難
37	26	再生可能エネルギー	6	再生可能エネルギーの促進のために、モデル地域を創り、それを県内に波及させてはどうか。	今後の施策の参考とさせていただきます。	その他
38	26	再生可能エネルギー	6-1-1	県や市町村が保有する空きスペース（公共施設の屋根や空地等）を再生可能エネルギー（例えば太陽光設備等）を設置するため、民間事業者に貸し出し、再生可能エネルギーの導入促進、非常時の電源確保、また学校や幼稚園における環境教育の促進にも役立ててはどうか。	今後の施策の参考とさせていただきます。	その他
39	26	再生可能エネルギー	6-2-1	「県は事業者と連携」となっているが、大学などの研究機関も含め連携し、新しい自然エネルギーの高度利用を開発すべきではないか。	今後の施策の参考とさせていただきます。なお、平成25年3月策定の三重県新エネルギービジョンにおいて、県内大学及び事業者の研究開発力を生かして、新エネルギーをはじめとした環境・エネルギー関連産業を振興することとしています。	その他
40	28	森林の整備・保全	7-1-1	「オフセットクレジットの積極的な活用」を加えてはどうか。有効な制度があるにも関わらず、県内ではあまり制度内容が知られていない。三重県でも、こうした制度を積極的に活用して、森林保全のみならず、産業振興や持続可能なまちづくりに生かしてもらいたい。	オフセットクレジットの積極的な活用については、事業者に対して2-3-2で開発・提供、2-1-5で選択・使用、消費者に対して5-4-2で選択・使用を推進することとしています。	反映済み
41	28	森林の整備・保全	7-1-1	タイトルを「森林の整備・保全」を「森林の保全・里山の保全」と変更し、里山づくりに関わっているボランティア、環境保全団体など県民の参画を増やすべきではないか。	「森林」には、里山が含まれますので、「森林の整備・保全」のままとします。また、ボランティアや環境団体等、県民の参画については、9-1生涯にわたる環境教育・環境学習の振興、実践的な人づくりに取り組むこととしています。	反映済み
42	28	森林の整備・保全	7-1-1(2)	すでに県は情報提供を行っていることから、努力義務でなく義務とすべきではないか。	努力義務としていますが、県としては主体的に取り組んでいきます。	反映困難
43	28 29	森林の整備・保全	7-1-1(2) 7-2-1(3)	ほぼ同じ内容であるので、どちらかにまとめてはどうか	条例のあり方（中間案）については、各項目毎に内容をまとめており、重複箇所については条例案で整理することとしています。	反映する

番号	該当ページ	カテゴリー	該当箇所	意見概要	意見反映結果 / 意見に対する考え方	結果
44	30	森林の整備・保全	7-2-1(3)	外材と国産材では基本的に違う事をユーザーに明確に説明ができるように資料の整備と設計士、建築士の指導・啓発が必要ではないか。 産官学が連携をして今まであまり明確になっていない国産材の持つ特性をもっと知るべきではないか。 いつまでも県産材にこだわった狭い考えでは大局的な説明ができない。	設計士や建築士等への指導・啓発については、3-3-1において、技術の普及、人材育成等で行うこととしています。 また、県産材の特性に関する周知については、7-2-1(3)において、情報提供や啓発活動を行っていくこととしています。	反映済み
45	30	森林の整備・保全	7-3	環境学習情報センター、県民の森、上野森林公園を積極的に県民が利用するよう県の努力義務を規定すべきではないか。	9-1-1(1)教育・学習機会の提供において、県は、環境学習情報センターや県民の森などを活用しながら、県民や事業者等に対して、環境教育・環境学習の機会を提供することとしています。	反映済み
46	30	森林の整備・保全	7-3	「9地球温暖化防止に係る教育・学習の普及」に包含するとなっているが、どの部分に包含されているのがよく分からない。	ご意見を参考として、制定の趣旨に追記いたします。	反映する
47	33	環境教育・学習	9	三重県独自の取組を促すために温暖化防止に係る教育・学習の普及の「キャッチフレーズ」を公募してはどうか。	今後施策を推進する中で検討させていただきます。	その他
48	33	環境教育・学習	9	タイトルを「地球温暖化防止に係る環境教育・環境学習の推進」にしてはどうか。	ご意見のとおり最終案に反映させていただきます。	反映する
49	33	環境教育・学習	9-1-1(1)	県の取り組みは義務ではないのか。	努力義務としていますが、県としては主体的に取り組んでいきます。	反映困難
50	33	環境教育・学習	9-1-1(1)	また、学校における環境教育・環境学習は重要なので、『学校』の明記が必要ではないか。	環境教育・環境学習については、学校も含めてさまざまな場を活用して、進めていくこととしています。	反映済み
51	34	環境教育・学習	9-2-1	県・市町、事業者、県民が一体となり地球温暖化防止活動が盛り上げるために「三重地球環境の日」を設定設定してはどうか。 例えば 県、事業者、学校、自治会、県民が地球温暖化の認識を高め、マイカー通勤の規制（公共交通機関の利用）を行うなど地球温暖化対策について意識改革を行う。	今後の施策の参考とさせていただきます。	その他

結果の凡例

反映する・・・条例のあり方(最終案)、条例案、条例に基づく制度(以下、「最終案等」)において意見内容を反映する  
 反映困難・・・最終案等への反映は困難  
 その他・・・質問への回答、今後施策を推進する中で検討する、今後の施策の参考とする